

多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて

【政策の背景及び提案までの経緯】

1 概要

多治見市役所本庁舎は、築 48 年(S49 建築)を経過しており、建替えが必要となっています。

新本庁舎建設の最終候補地として、駅北庁舎隣接地（音羽町一丁目）を選定し、令和 2 年 3 月議会に所要の条例改正を提案しました。3 月議会と 6 月議会で継続審査となった後、この条例改正については、時間をかけてでも丁寧な議論を求める市民の声が多い等を理由に、同年 9 月議会にて審議未了廃案となりました。

廃案後、広報誌へのコラム掲載、新庁舎検討市民委員会の設置、まちづくり・防災講演会、地区懇談会等を行い広報広聴活動に努めてきました。

あらためて、多治見市役所の位置を定める条例の一部改正を市議会に提案するものです。

2 新庁舎建設の最終候補地

(1) 民有地も含め市内 14 箇所（うち 3 箇所は市議会議員からの提案）の候補地から、駅北庁舎隣接地と現本庁舎敷地（日ノ出町）の 2 箇所まで絞り込みを行い、検討を進めた結果、将来の多治見市のまちづくりも踏まえ、駅北庁舎隣接地を最終候補地として選定しました。

(2) 最終候補地の概要

新本庁舎と現駅北庁舎を一体のものとして運用することから、新本庁舎を本庁舎（南棟）、現駅北庁舎を本庁舎（北棟）として位置づけます。

【敷地面積、土地利用規制等】

建設地		音羽町 1 丁目地内
敷地面積		敷地面積 5,860 m ² （囲み部分全体） うち、建築する土地の部分 2,371.40 m ² （斜線部）
法的 規制	用途地域	商業（特別工業地区）
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
	地区計画	多治見駅北地区計画
	駐車場	駐車場整備地区

3 建設にかかる費用とその財源

当初想定 of 延床面積 8,010 m²を前提として新本庁舎の建設費を検討すると、本体工事費、外構工事費等を合わせて、52 億円程度の費用を要すると見込まれます。なお、環境配慮、地場産の建材使用、備品整備、移転費用などについては、別途必要となります。

建設費用を賄う財源としては、庁舎建設基金（令和 2 年度末現在 20 億円）及び起債（公営企業債〔駐車場部分〕、一般事業債）を想定します。

その他国の支援などの財源確保策について、引き続き調査研究をしていきます。

	費用（単位：千円）	備考
設計・調査	144,312	国交省基準による積算
工事監理	107,761	
土壌汚染処分	142,302	虎渓用水広場の実績計上（七ツ塚遺跡）
発掘調査	17,021	
庁舎建設	3,844,800	48 万円/m ² 、免震構造
外構	200,000	緑化等 新本庁舎と現駅北庁舎接続の渡り廊下
解体費	280,000	30,000 円/m ² （現本庁舎）
駐車場	451,000	立体駐車場（245 台）の建設費 （用地費を除く）
工期	32 か月	
事業費計	5,187,196	

※上表の他に備品購入費、移転費等が必要となる。

4 これまでの経緯について

平成 23 年 7 月	「市庁舎将来構想」を策定
平成 25 年 7 月	「庁舎建設基金条例」を制定
平成 26 年	本庁舎の機器等改修工事を実施
平成 27 年 1 月	駅北庁舎の供用開始（窓口業務担当課を移転）
同年	本庁舎の耐震化工事、防水工事等を実施
平成 29 年 4 月	現本庁舎と同程度の建物面積と駐車場を確保できる見込みがある場所 11 箇所を候補地として選定 現本庁舎敷地と駅北庁舎隣接地の 2 箇所に絞り込み
同年 10 月	市議会に対し、他の候補地の提案を募集

平成 30 年 3 月	市議会議員から提案頂いた 3 箇所について検討 改めて現本庁舎敷地と駅北庁舎隣接地の 2 箇所を候補地 として選定
令和元年 9 月	市議会において本庁舎建設に関する特別委員会設置
同年 12 月	駅北庁舎隣接地を市行政としての最終候補地として選定
令和 元年 12 月 ～令和 2 年 2 月	市民向け説明会の開催（2 回）、パブリック・コメント 手続の実施（2 事案）、市内各界各層への説明（26 団体）
令和 2 年 2 月	市議会に「市役所の位置を定める条例の一部改正」を提案
令和 2 年 3 月	「市役所の位置を定める条例の一部改正」は継続審査と なる。特別委員会で基本構想を示すよう要望が出される。
同年 4 月	「多治見市役所新本庁舎南棟」建設基本構想（案）を作 成
同年 6 月	「多治見市役所新本庁舎南棟」建設基本構想、現本庁舎 の敷地利活用についてパブリック・コメント手続実施 広報たじみに緊急特集記事「本庁舎建て替えについて」 を掲載 「市役所の位置を定める条例の一部改正」は再度継続審 査
同年 8 月	市民と議会との対話集会（4 日間、8 回）実施
同年 9 月	条例案は 9 月議会にて審議未了による廃案
令和 3 年 2 月	多治見市役所新庁舎検討市民委員会設置
同年 10 月 ～11 月	地区懇談会（全 13 校区）実施

（１）市庁舎将来構想の策定

市では、平成 23 年 3 月に第 6 次総合計画に基本計画事業を追加し、市庁舎の課題解決に向けて検討に着手しました。これを受け、市行政は、平成 23 年 7 月に「多治見市 市庁舎将来構想 ～市庁舎が抱える課題の整理と今後のあり方について～」をまとめました。

市庁舎将来構想では、市庁舎の抱える課題を「①老朽化、②耐震性能が低い、③狭あい」の 3 つに整理し、市庁舎の建替えと分庁舎の建設を含む基本方針を定めました。

ア．第 6 次総合計画基本計画事業の追加（平成 23 年 3 月）

市庁舎に関する課題を解決するため、市庁舎の将来構想及び分庁舎の整備を含めた方策を検討します。

イ．市庁舎将来構想（平成 23 年 7 月）

① 老朽化

本庁舎については、築 37 年（平成 23 年当時）を経過しており老朽化が著しいため修繕費用が増加

② 耐震性能が低い

ア 市庁舎は、災害応急対策活動の拠点となることが求められるため、Is 値 0.90 が必要。

※構造耐震指標（Is 値）：災害応急対応施設 0.9、避難施設 0.75、一般建物 0.6 以上

イ 耐震改修の検討

建物内部からの補強工事の場合、Is 値 0.75 は確保されるが、耐震壁の設置により執務室が分割、窓の開口面積は約 4 分の 1 が減少。

また、約 24 ヶ月の施工期間が必要。

③ 狭あい

現本庁舎については 1 階各課の受付窓口が狭くプライバシー確保に苦慮。また、来庁者の待合所や会議室の空間が十分でない。



基本方針

① 本庁舎は当分の間使用しその後建て替える。当分の間とは、建設費の財源確保の見通しがつき、かつ、一定の市民合意を得てからとなる。

② 笠原庁舎は閉鎖する。

③ 分庁舎を新たに建設し、庁舎機能の一部を移転する。

(2) 将来構想に基づく取組

この将来構想に基づき、駅北庁舎の建設、庁舎建設基金条例の設置、当面の対策を進めてきました。

ア. 駅北庁舎の建設

分庁舎については、①老朽化していた保健センターの建替え、②笠原庁舎の閉鎖に伴う教育委員会事務局の移転先として、駅北土地地区画整理事業における公共公益施設用地(16 街区)を選定し、併せて本庁舎の窓口部局を移転することとしました（平成 25 年 7 月着工、平成 26 年 11 月竣工、平成 27 年 1 月 5 日供用開始）。

これにより、本庁舎の「狭あい」が緩和されるとともに、耐震化工事が実施可能となりました。

イ. 庁舎建設基金の設置

建設費の財源確保のため、平成 25 年 7 月に「庁舎建設基金条例」を制定しました。毎年度 1 億円を積み立てることを基本とし、令和元年度末残高は 19 億円余となっています。

※財政向上指針(R2～R5)：庁舎建設基金は、令和4年度末残高を20億円以上確保します。

ウ．当分の間の最低限の対策

当分の間の最低限の対策として、平成26年度に機器等改修工事、平成27年度に耐震化工事、防水工事等（平成27年3月着工、平成28年3月完成）を行い、耐震工事後10年を目途に建て替えることとした。

※H27耐震化工事（Is値0.31⇒0.63）〔工事費120,219千円〕

（3）新庁舎検討市民委員会の設置

令和3年2月、市役所本庁舎に求められるあり方を考え、新しい庁舎の構想および計画、運用方法などについて検討を行うため、多治見市役所新庁舎検討市民委員会を設置しました。公募により選ばれた市民2人を含む計12人の委員をもって組織されています。

令和3年10月末までに6回の委員会が開催され、11月24日（水）には、委員長から市長へ中間報告（別紙）が提出されました。

今後は、新庁舎建設計画に係る推移を見守りながら、市からの求めに応じてさらなる検討を進めていくこととしています。

5 今後のスケジュール

現時点でのスケジュールです。

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
議会への提案（条例・補正予算）	↔				
基本構想	↔				
基本設計・実施設計		↔	→		
発掘調査等		↔			
本庁舎建設			←	→	